六　地方税法第百六十四条の自動車税の減免、平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年改正前地方税法第百六十二条の令和元年度分までの自動車税の減免又は令和八年地方税法等改正法附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百七十七条の十七の令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割の減免に関する事務　次に掲げる情報

イ　納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

七～十二　［略］

十三　平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年改正前地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　第六号に掲げる情報

十四　令和八年地方税法等改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百六十七条の自動車税の環境性能割の減免に関する事務　第六号に掲げる情報

十五　令和八年地方税法等改正法附則第十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百六十四条第六項若しくは第百六十五条第二項の自動車税の環境性能割又は令和八年地方税法等改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法附則第二十九条の十三の軽自動車税の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五十条及び第五十一条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一・二　略］	**第五十条**　［同上］ ［一・二　同上］

ハ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

八　地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　前号に掲げる情報

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

九～十四　［同上］

十五　平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　第七号に掲げる情報

［新設］